

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年8月21日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都在宅透析支援センター

(2) 代表者の氏名

武田 敏也

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区西七条南月読町98番1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、腎臓に障害を持った患者及び家族に対して、在宅透析に関する情報を提供し在宅透析を普及させる支援活動を行い、在宅透析を行っている患者及び家族に対して、長期に安定した在宅透析を継続するための支援活動を行う。また一般の方にも在宅透析の理解を求めていけるよう広報活動を行い、患者やその家族が、その人らしく安心して生活できる社会づくりを目的とする。

2 申請年月日

平成26年8月4日

(文化市民局地域自治推進室)